

しん しんしょうがいしゃ ふ ようきょうさいせい ど
心身障害者扶養共済制度の
ねん きん う
年金を受けている
みなさま
皆様へ

ねんきんじゅきゆうしゃ ねんきんかんりしゃ
年金受給者・年金管理者



しんしんしょうがいしゃ ふ ようきょうさいせい ど
心身障害者扶養共済制度の
てつづ など かん
お手続き等に関する
お知らせです



しんしんしょうがいしゃ ふ ようきょうさいせい ど 心身障害者扶養共済制度とは？

せい ど ●この制度は…

しょうがい かた ほ ご しゃ そう ぞ ふ じょ せいしん もと
障害のある方の保護者の相互扶助の精神に基
づいて、保護者が自らの生存中に毎月一定額
の掛金を納付することにより、保護者が万一死亡
したときなどに、しょうがい かた しゅうしんいつてい ねんきん
を支給するという任意加入の制度です。

ねんきんがく ●年金額は…

くち かにゆう ば あい げつがく まんえん ねんかん まんえん
1口加入の場合……月額 2 万円 (年間 2 4 万円)
くち かにゆう ば あい げつがく まんえん ねんかん まんえん
2口加入の場合……月額 4 万円 (年間 4 8 万円)



ちゅうい
注意

かくしゅ て つづ
各種お手続きは、
わす ねが
お忘れなくお願いします。

- かくしゅ て つづ ねんきん かん り こんなん
各種手続きや年金の管理が困難な
ば あい ねんきんかん り しゃ してい て つづ
場合は、「年金管理者」を指定し、手続
き等をその方にご協力いただくことも
できます。

- ねんきん かくじつ うけ と かくしゅ
「年金」を確実に受取るために、各種
て つづ かなら おこな
手続きは、必ず行ってください。

しんしんしょうがいしゃ ふ ようきょうさいせい ど

心身障害者扶養共済制度にかかる

ねんきん かくじつ うけ と

年金を確実に受取りください。

しんしんしょうがいしゃ ふ ようきょうさいせい ど

心身障害者扶養共済制度は、障害のあ

しょうがい

ある方を扶養されていた加入者の方がお

かた ふ よう

か にゅうしゃ

かた

亡くなりになった場合などに、障害のある方

な

ば あい

しょうがい

かた

に終身の年金が支払われるという任意加入

しゅうしん

ねんきん

し はら

にん い かにゅう

の制度です。

せい ど

ねんきん しきゅう

年金が支給されるようになってからも、

年金を続けて受取るための手続き(現況届

など)をとらないと、すみやかに年金をお支

払いできない場合があります。

加入者の方がこの制度に加入してい

かにゅうしゃ

かた

せい ど

かにゅう

たご意思をお汲み取りいただき、手続

い し

く と

て つづ

きはお忘れのないようお願いいたします。

わす

ねが

なお、年金の管理・手続きが困難に

ねんきん

かん り

て つづ

こんなん

なった場合は「年金管理者」制度がありま

ば あい

ねんきんかん り しゃ

せい ど

すので「手続き・相談の窓口」まで、ご相談くだ

て つづ

そうだん

まどぐち

そうだん

さい。



このようなときは、すみやかに

まいとし がつ げんきょうとどけ じゅうみんひょう うつ
毎年5月、現況届と住民票の写しを
ていしゅつ
提出してください。

ひつようしよるい
必要書類

- ねんきんじゅきゅうけんしゃげんきょうとどけしよ
年金受給権者現況届書
- じゅうみんひょう うつ がつ い こう はっこう
住民票の写し(4月以降に発行されたもの)

ちゅうい
ご注意

- ていしゅつ ば あい ていしゅつ う あいだ
ご提出がない場合、ご提出を受けるまでの間、
ねんきん さ と
年金が差し止められます。

とどうふけん してい とし て つづ こと
都道府県・指定都市によって、手続きが異なる
ばあい
場合があります。

つぎ がいとう き かん ねんきん
次に該当する期間の年金は
しはら
お支払いしません。

- ねんきんじゅきゅうしゃ しょうざい ひとつき いじょうふ めい
年金受給者の所在が一月以上不明のとき
- ちょうえきまた きん こ けい しょ けい しつこう う
懲役又は禁錮の刑に処せられ、刑の執行を受けているとき
- に ほんこくない じゅうしょ ゆう
日本国内に住所を有しないとき

て つづ おこな
お手続きを行ってください

ていしゅつ
提出
あり

ねんきん
年金
ぞっこう
続行

ていしゅつ
提出
なし

ねんきん
年金
さしとめ
差止

ねんきん
年金
ていし
停止



このようなときは、すみやかに

けっこん

なまえ

結婚などでお名前が

かわったとき

じゅうしょ

住所がかわったとき

ねんきんかんりしゃ　してい

年金管理者を指定したい、

へんこう

または変更したいとき

とどうふけん　してい　とし

*都道府県・指定都市によって、

て つづ おこな
お手続きを行ってください

ねんきん う と
年金を受け取っている
きんゆう き かん へんこう
金融機関を変更したい、
または変更したとき

こう ざ へんこう
口座を変更したい、
または変更したとき

た ねんきんじゅきゆうしゃ
その他（年金受給者が
な
亡くなったときなど）

て つづ こと ばあい
手続きが異なる場合があります。

て つづ そうだん まどぐち 手続き・相談の窓口

せい ど と どう ふ けん して い と し じょうれい
この制度は都道府県・指定都市の条例に
もとづいて実施されています。
て つづ そうだん
手続き、相談は、

- し くちょうそん
●市区町村
- ふく し じ む しょ
●福祉事務所
- と どう ふ けん して い と ししょうがいふくし たんとう ぶ しょ とう
●都道府県・指定都市障害福祉担当部署 等

う
で、お受けしています。

こじんじょうほう とりあつか 個人情報^の取扱い

しん しんしょうがいしゃ ふ ようきようさいせい ど じょうれい もと と どう ふ
「心身障害者扶養共済制度条例」に基づき、都道府
けん して い と し し え か にゆうしゃ ほ ご しゃ しょうがい
県・指定都市が知り得る加入者（保護者）、障害のあ
る方及び年金管理者の個人情報は、本条例の定める
かたおよ ねん きんかん り しゃ こ じんじょうほう ほんじょうれい さだ
り ようもくてき い がい しょう
利用目的以外に使用することはありません。



どくりつぎょうせいほうじん ふく し い りよう き こう
独立行政法人 福祉医療機構

(2020年4月1日作成)

*独立行政法人福祉医療機構は、顧客情報の取扱いについて適切に保管・
廃棄等の管理を行っており、業務を遂行するため以外には利用しません。